

春日部市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

春日部市後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第51号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条の表示及びそれに対応する改正後の欄の条の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の条に対応する改正後の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の条を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の号に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第2条</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際春日部市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際春日部市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた<u>法第55条第2項第2号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際春日部市に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第2条</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（<u>同項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（<u>同項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際春日部市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際春日部市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた<u>同号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際春日部市に住所を有していた被保険者</p>

2項の規定の適用を受け、これらの規定により春日部市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第2条 (略)

附 則

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第3条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 11月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 1月1日から同月31日まで

第5期 2月1日から同月末日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第3条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

(延滞金の割合等の特例)

第3条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、同日前に後期高齢者医療の被保険者となった者については、なお従前の例による。